

＼ ご自宅のブロック塀は老朽化していませんか？ ／



①～③の全てに該当する場合に対象となります。

- 上限10万円

- ①、②のいずれか少ない額の2分の1
- ① 対象ブロック塀等の撤去・処分にかかる工事費
- ② 撤去する対象ブロック塀等の長さ（m）×1万円

2025年12月15日 月まで

※工事完了から30日または2026年2月2日のいずれか

早い期日までに「完了実績報告書」を提出する必要があります。

① 補助金を利用される方は必ず**工事の契約前・着手前**に申請が必要です。

※申請前に契約・工事着手すると、補助金を交付することができませんのでご注意ください。

- ② ブロック塀は**全て撤去**することが条件となります。

※例：8段積みのブロック塀の内、上5段のみを撤去する場合は、補助の対象外となります。

／ 詳細については一宮市 建築指導課 建築安全推進グループまでお問合せください ／

電話 0586-28-8644 (直通)

↓ 回覧確認にご利用ください ↓

[illegible]